

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度外国につながる若者・保護者エンパワメント事業業務委託	200:その他	Minamiこども教室実行委員会	1,000,780円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和6年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託	200:その他	リーフラス株式会社	1,771,990円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和6年度「中央区にぎわいスクエア」業務委託	109:催事	株式会社ハイティアーズエンターテイメント	7,854,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和6年度 区民協働による魅力発信推進事業業務委託	109:催事	街角企画株式会社	1,340,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和6年度「スマホでめぐる! 魅力ぎっしり中央区デジタルスタンプラリー」の管理運営及びコンテンツの拡充業務委託	103:映画・ビデオ制作	合同会社まちあわせ	2,552,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和6年度大阪市中央区における自律的な地域運営の支援事業	185:各種施策研究・調査	街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体	14,472,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	令和6年度中央区コミュニティ育成・区民レクリエーション事業業務委託	109:催事	一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	8,814,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	令和6年度地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業	200:その他	社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会	37,204,940円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度外国につながる若者・保護者エンパワメント事業業務委託

2. 契約の相手方

Minami こども教室実行委員会

3. 随意契約理由

地域のまちづくり活動や子どもの健全育成活動に参画する民間事業者の中には、外国につながる住民に対して日本語教室、子どもの居場所づくり、生活支援などの事業に取り組んでいる団体があり、地域において関係機関等との支援ネットワークを構築し、様々な相談にも対応している。

外国につながる子どもの保護者等への相談支援や就労につながる学習支援、また、若者たちどうしの意見交流、支え合う仲間づくり、情報発信等の支援を円滑に実施するうえで、こうしたネットワークやノウハウ等の活用が最も重要であり、これらを有する事業者を選定することにより、事業目的の達成に資するため、公募型プロポーザル方式を採用し事業者を募集する。

公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者からこれまでに培ってきたノウハウ等に基づいて、より効果的な実施手法などの提案を得ることが期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託

2. 契約の相手方

リーフラス株式会社

3. 随意契約理由

本事業では、低学年・中学年・高学年にそれぞれに対応した適切な実施プログラムを整えるため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用し、かつ、各小学校が希望するプログラムに対応できるよう、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、広く事業者を募集するとともに最も効果的・効率的な指導内容、かつ適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、より優れた事業効果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和 6 年度 「中央区にぎわいスクエア」業務委託

2. 契約の相手方

株式会社ハイティアーズエンターテインメント

3. 随意契約理由

本事業の要となる集客効果の高いイベントの開催については、高度な企画力が求められる。また、事業の実施にあたっては、(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が運営する大阪ミナミを中心としたイベントと「中央区にぎわいスクエア」を一体的に開催し、中央区の一大イベントとして盛り上げていくことが不可欠であり、関係団体との連携とクレーム対応も含めた地元との調整力が求められるため、最も適切な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施する業務委託において、優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ
(電話番号：06-6267-9831)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和 6 年度 区民協働による魅力発信推進事業業務委託

2. 契約の相手方

街角企画株式会社

3. 随意契約理由

本事業の要となる地域資源を最大限に活かしたまちの歴史的・文化的魅力を体感できるイベントについては、多くの関係団体等との連携を行いつつ、市民協働の成果をめざすものであり、臨機応変かつ柔軟な対応が求められるものであるため、一般競争入札等による選定方法では、事業運営力を推し量ることができない。また、高度な企画力が不可欠であり、中央区の歴史・文化における豊富な知識が求められ、事業者はそのノウハウをいかした効果的な実施内容・方法を提案させ、本市と協議のもと事業を実施することで、より大きな事業効果が期待できる。

以上のことから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ
(電話番号：06-6267-9831)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度 「スマホでめぐる！魅力ぎっしり中央区デジタルスタンプラリー」の管理運営及びコンテンツの拡充業務委託

2. 契約の相手方

合同会社まちあわせ

3. 随意契約理由

本事業の目的は上記のとおりであり、事業実施にあたっては、官民連携により魅力を発信し、さらなるまちのにぎわい創出に繋げるものとするため、過去に中央区が制作した魅力発信コンテンツ（魅力発信パネル、オリジナル動画、VR動画）及び、商店会事業の「おおさか・まいどガイド」等と連携することに留意する必要があるため、臨機応変かつ柔軟な対応や高度な企画力が求められ、一般競争入札等による選定方法では、事業運営力を推し量ることができない。

また、制作の技術力だけでなく、デジタルスタンプラリーを効果的に企画・実施、PRすることが不可欠であり、事業者にそのノウハウをいかした効果的な実施内容・方法を提案させ、本市と協議のもと事業を実施することで、より大きな事業効果が期待できるため、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ
(電話番号：06-6267-9831)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度大阪府中央区における自律的な地域運営の支援事業業務委託

2. 契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体

3. 随意契約理由

本業務について、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な提案を行った事業者への業務委託が、優れた成果を期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06-6267-9833）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度中央区コミュニティ育成・区民レクリエーション事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

本事業では、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い、交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展をめざした事業実施が求められている。

したがって、地域のニーズに応えるための事業とするため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験や応用力に基づいた企画運営による事業提案を行わせる必要があり、競争入札に適さないものである。事業者を広く募集し、最も効果的な事業内容及び方法の提案を得ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、優れた事業効果が期待できる

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06-6267-9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業

2. 契約相手方

社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本事業は「大阪市地域福祉基本計画」に基づき福祉局が行う「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「強化事業」という。）と「大阪市中中央区地域福祉ビジョン」に基づき中央区独自で行う「地域福祉見守り活動事業」（以下「見守り活動事業」という。）について、一体的に行うものである。

強化事業と見守り活動事業については、どちらの事業も地域を基盤にして要援護者の見守り・支援を行うものであり、相互で密接に関連していることから、両事業を一体的に実施することで、より効率的・効果的に事業を行うことができ、事業達成目的が図られるところである。

これらの事業を一体的に実施する契約相手方の要件としては、区内や地域の福祉課題を詳細に把握しており、地域資源の活用、協力が得られるとともに、行政と地域との間に立って支援できる「中間支援機能」を有すること、事業実施に際しては、福祉分野における専門的知識やノウハウを有することが必要不可欠である。

中央区社会福祉協議会（以下「当該契約相手方」という。）は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図るため設立された区内唯一の社会福祉法人であり、地域住民や地域における様々な団体、地域社会福祉施設等が参画し、地域の福祉課題解決を図るプラットフォームやネットワークを形成している。区内や地域の福祉課題に精通しており、当区と地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結し、協働により地域福祉の推進を図っている。これらのことから当該契約相手方は、本事業を確実に履行することが可能である唯一の団体であるため、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課（保健福祉）

（電話番号：06-6267-9194）